

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市公印規則の一部を改正する規則…………… 5
- 大阪市財産規則の一部を改正する規則…………… 7
- 職員の賠償責任に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 大阪市会計規則の一部を改正する規則…………… 7
- 大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7
- 大阪市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則…………… 8
- 大阪市旅館業法の施行等に関する規則及び大阪市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則…………… 10
- 大阪市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則…………… 11
- 大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… 11
- 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 12
- 大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 17
- 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則…………… 21
- 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則…………… 23
- 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 25
- 大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則…………… 29
- 大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 30

告示

- 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、適用日及び対象手続等…………… 32
- 監査委員の事務局に関する規程の一部改正…………… 32

達

- 行政委員会事務局長等専決規程の一部改正…………… 33

公布された規則のあらまし

◇大阪市公印規則の一部を改正する規則

- 1 契約管財局用公有財産管理事務用市長印の名称及び用途を改めることにしました。
- 2 児童福祉関連事業者監督事務用市長印を新調することにしました。
- 3 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和2年大阪市規則第47号 総務局行政部行政課)

◇大阪市財産規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市財産条例の一部改正に伴い、必要な規定整備をすることにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和2年大阪市規則第48号 契約管財局管財部管財制度課)

◇職員の賠償責任に関する規則の一部を改正する規則

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和2年大阪市規則第49号 総務局行政部行政課)

◇大阪市会計規則の一部を改正する規則

- 1 地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和2年大阪市規則第50号 会計室会計企画担当)

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 固定資産税の減免措置の適用期間を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和2年大阪市規則第51号 財政局税務部管理課)

◇大阪市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

- 1 閲覧又は謄写の対象となる書類の提出部数を改めることにしました。
- 2 特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書等の様式を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和2年大阪市規則第52号 市民局総務部NPO法人担当)

◇大阪市旅館業法の施行等に関する規則及び大阪市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

- 1 水道水以外の水及び打たせ湯並びに浴槽水の水質基準を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和2年大阪市規則第53号 健康局健康推進部生活衛生課)

◇大阪市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

- 1 保健所長に委任する事務の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

(令和2年大阪市規則第54号 健康局健康推進部生活衛生課)

◇大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鶴見緑地の代行公園の部分に係る利用料金の納付時期を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

(令和2年大阪市規則第55号 建設局総務部管理課)

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市営住宅条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 再開発住宅等の一部につきその家賃月額を改定することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 東喜連第2-1駐車場を設置することにしました。
- 5 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は令和2年4月21日から施行することにしました。

(令和2年大阪市規則第56号 都市整備局住宅部管理課)

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 此花西部臨港緑地駐車場を廃止することにしました。
- 2 上屋に係る等級及び等級の適用基準を改めることにしました。
- 3 2以上の港湾施設を一体として使用するものとして指定された南港R地区荷さばき地の位置及び等級を改めることにしました。
- 4 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は同年5月1日から施行することにしました。

(令和2年大阪市規則第57号 港湾局計画整備部施設管理課・計画整備部海務課)

◇大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

- 1 大阪市立学校活性化条例の一部改正に伴い、小学校の学級数の適正規模の確保のための手続き等について、定めることにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

(令和2年大阪市教育委員会規則第2号 教育委員会事務局総務部学事課)

◇大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則

- 1 小学校及び中学校に係る事務を共同処理するための組織である共同学校事務室を設置することにしました。
- 2 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

(令和2年大阪市教育委員会規則第3号 教育委員会事務局教務部教職員人事担当)

◇大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 2 学校給食課を廃止し、学校給食課の事務分掌を指導部に移すことにしました。

- 3 学校経営管理センターを学校運営支援センターに名称変更することにした。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 5 この規則は、令和2年4月1日から施行することにした。
(令和2年大阪市教育委員会規則第4号 教育委員会事務局総務部総務課)

◇大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和2年4月1日から施行することにした。
(令和2年大阪市教育委員会規則第5号 教育委員会事務局総務部総務課)

◇大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにした。
(令和2年大阪市教育委員会規則第6号 教育委員会事務局総務部総務課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市財産規則の一部を改正する規則

職員の賠償責任に関する規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

大阪市旅館業法の施行等に関する規則及び大阪市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

大阪市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

令和2年3月31日

大阪市長 松 井 一 郎

大阪市規則第47号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表中

「

契約管財局用公有財産管理事務用市長印	8の4	てん書	方25	契約管財局において取り扱う土地の境界の明示、確定及び確認、測量事務に係る道路使用許可申請並びに財産台帳記載事項証明用
--------------------	-----	-----	-----	------------------------------------------------------------

」

を

「

財産台帳記載事項証明書用市長印	8の4	てん書	方25	財産台帳記載事項証明書用
-----------------	-----	-----	-----	--------------

」

に、

「

子ども手当事務用市長印	28の2	てん書	方25	子ども手当事務用
-------------	------	-----	-----	----------

」

を

「

子ども手当事務用市長印	28の2	てん書	方25	子ども手当事務用
児童福祉関連事業者監督事務用市長印	28の3	てん書	方24	こども青少年局保育施策部保育企画課において取り扱う児童福祉に関する事業者に係る命令、勧告、事業の停止その他これらに準ずる行政処分及び事務用

」

に改める。

別表第2 専用公印のひな型中

「
8の4
契約管財局公有財産
大 阪
市 長 印
管 理 事 務 専 用
」

を
「
8の4
財産台帳記載事項
大 阪
市 長 印
証 明 書 専 用
」

に、
「
28の2
子 ども 手 当
大 阪
市 長 印
事 務 専 用
」

を
「
28の2
子 ども 手 当
大 阪
市 長 印
事 務 専 用

28の3
児童福祉関連事業者
大 阪
市 長 印
監 督 事 務 専 用
」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市規則第48号

大阪市財産規則の一部を改正する規則

大阪市財産規則（昭和39年大阪市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「第7条第2項第2号」を「第7条第3項第2号」に改め、同条第2項中「第7条第2項第3号」を「第7条第3項第3号」に改める。

第16条の3中「第7条第3項第3号」を「第7条第4項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市規則第49号

職員の賠償責任に関する規則の一部を改正する規則

職員の賠償責任に関する規則（昭和39年大阪市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

第2条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第4条中「第243条の2第1項前段」を「第243条の2の2第1項前段」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市規則第50号

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市規則第51号

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（第1号から第5号まで）」を「（第1号から第3号まで及び第5号）」に、「平成29年度分から令和元年度分までの固定資産税」を「令和2年度分から令和4年度分までの固定資産税に、第4号に掲げる固定資産にあっては令和2年度分の固定資産税」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市市税条例施行規則の規定は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

大阪市規則第52号

大阪市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

大阪市特定非営利活動促進法施行細則（平成22年大阪市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を削る。

第8条中第2項を削る。

第28条第1項中「、法第14条の財産目録、法第23条第1項の変更後の役員名簿、」を「並びに」に改め、「、同条第6項の変更後の定款、法第28条第1項に規定する事業報告書等、法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類、法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類並びに同条第3項の書類」を削る。

第3号様式中「登記事項証明書（写し）」及び「（正副各1部）」を削る。

第4号様式及び第6号様式中「（正副各1部）」を削る。

第7号様式中「登記事項証明書（写し）」を削る。

第8号様式中「、2部」を削る。

」

第21号様式中「・助成の実績を記載した書類については、正副各1部提出してください。」を削る。

第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第24条関係）

認定・特例認定特定非営利活動法人の合併認定申請書			
大阪市長 様		年 月 日	
		主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふりがな 代表者の氏名 主たる事務所の電話番号 () ㊟	
特定非営利活動促進法第63条第1項第2項の合併の認定を受けたいので、次のとおり申請します。			
認定（特例認定）年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件	
認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 特例認定	
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名 又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話() -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
その他の参考事項			
添付書類	「合併の認定申請時の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類		
備考	・法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定している場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載すること		

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市特定非営利活動促進法施行細則第3号様式、第4号様式、第6号様式から第8号様式まで及び第21号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市特定非営利

活動促進法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

大阪市規則第53号

大阪市旅館業法の施行等に関する規則及び大阪市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(大阪市旅館業法の施行等に関する規則の一部改正)

第1条 大阪市旅館業法の施行等に関する規則（平成16年大阪市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第4号を次のように改める。

- (4) 有機物は、全有機炭素の量で水1リットル当たり3ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウムの消費量で水1リットル当たり10ミリグラム以下）であること

第13条第1項中第2号を次のように改める。

- (2) 有機物は、全有機炭素の量で水1リットル当たり8ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウムの消費量で水1リットル当たり25ミリグラム以下）であること

(大阪市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 大阪市公衆浴場法施行細則（昭和31年大阪市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第4号を次のように改める。

- (4) 有機物は、全有機炭素の量で水1リットル当たり3ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウムの消費量で水1リットル当たり10ミリグラム以下）であること

第11条第1項中第2号を次のように改める。

- (2) 有機物は、全有機炭素の量で水1リットル当たり8ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウムの消費量で水1リットル当たり25ミリグラム以下）であること

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市規則第54号

大阪市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

大阪市浄化槽法施行細則（昭和60年大阪市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号を第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

(17) 法第49条第1項の規定により浄化槽台帳を作成すること

(18) 法第49条第2項の規定により浄化槽に関する情報の提供を求めること

第2条第1項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第11条の3の規定による届出を受け付けること

第2条第1項に次の3号を加える。

(21) 法附則第11条第1項の規定により除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること

(22) 法附則第11条第2項の規定により除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること

(23) 法附則第11条第3項の規定により同条第2項の規定による勧告に係る措置をとることを命ずること

第2条第2項中「同項第16号及び第17号」を「同項第19号及び第20号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市規則第55号

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市公園条例施行規則（昭和52年大阪市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第25条中「又は」を「、同項に規定する鶴見緑地の指定管理者又は」に改める。

第29条第2項第8号中「八幡屋公園、大阪城公園、長居公園及び鶴見緑地のうち、法第5条第1項の許可を受けた者が設置し又は管理する公園施設、法第5条の2の規定により別に管理の方法を定められた公園施設、条例別表第1に掲げる有料施設及び他の条例の定めるところにより管理される公園施設を除いた部分」を「条例第3条第2項に規定する代行公園」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



大阪市規則第56号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第2項第3号中「家賃」を「家賃若しくは使用料」に改める。

第11条第1項中「市長が適当と認める保証人が連署した」を削り、同条中第2項を削り、同条第3項中「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第30条の表中第9条の項及び第11条第2項及び第23条第2項の項を削り、同表第11条第3項の項中「第11条第3項」を「第11条第2項」に、「、第1項」を「前項」に、「、第30条」を「第30条」に、「読み替えられた第1項」を「読み替えられた前項」に改め、同表第11条第4項の項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改め、同表中

「

第23条第1項	条例第36条第4項	条例第57条第2項の規定により読み替えられた条例第36条第4項
	市長	公社の理事長

」

を

「

第23条第1項	条例第36条第4項	条例第57条第2項の規定により読み替えられた条例第36条第4項
	市長	公社の理事長
第23条第2項	市長	公社の理事長
	前項	第30条の規定により読み替えられた前項

」

に改める。

別表第1再開発住宅の表中

「

「

「	100,400	を	100,300	に改め、同表新三国住宅の項中
	95,400		95,300	
	78,700		78,600	
」				」

「	14	73,500	を	14	73,600	に改め、同表中
	28	72,700		27	72,700	
	14	63,800		1	72,600	
	13	63,700		14	63,800	
	14	61,500		13	63,700	
				14	61,600	
」						」

「	31	100,600	を	31	100,500	に改め、同表勝山
	33	90,000		33	89,900	
	16	83,100		16	83,000	
	20	115,200		20	117,900	
	27	109,400		27	111,400	
	24	107,900		24	109,900	
	9	99,400		20	99,500	
	20	97,200		9	98,800	
	22	92,300		22	94,000	
	12	91,100		12	92,800	
	30	83,300		30	82,800	
	41	73,000		40	72,600	
				1	72,500	
」						」

南住宅の項中

「	125,900	を	125,800	に改め、同表中
	123,900		123,800	
	113,500		113,400	
	93,700		93,600	
	77,000		76,900	
」				」

「	95,900	を	95,800	に、
	95,300		95,200	
	86,400		86,300	
	85,700		85,600	
	85,800		86,200	
	70,900		71,200	
	97,600		97,500	
	97,200		97,100	
	95,900		95,800	
	80,800		80,700	

「

79,300
119,400

」を「

79,200
119,300

」に改め、同表南津守第2住宅の項中「106,700」を「106,600」に改める。

別表第1 特定賃貸住宅の表井高野住宅の項中

「

67	73,400
14	73,000
59	67,800
14	67,700
14	67,600
6	55,900

」を「

67	72,900
14	72,400
59	67,700
28	67,600
6	55,800

」に改め、

同表南江口第2住宅の項中

「

64,300
62,400
62,200
57,100
54,900

」を「

64,400
62,300
62,200
56,900
55,000

」に改め、同表御崎住宅の項中

「

64,100
63,500
53,400

」を「

64,200
63,600
53,500

」に改める。

別表第1 特別賃貸住宅の表高見住宅の項中

「

101,600
100,700
92,200

」を「

101,500
100,600
92,100

」に、

「

70,500
68,700
68,500

」を「

70,400
68,500
68,400

」に、「59,300」を「59,200」に改

め、同表中

「

94,900
90,200
75,700
148,600

」を「

94,800
90,100
75,600
148,500

」に改める。

147,900	を	147,800	に改め、同表井高野住宅の項中
140,700		140,600	
125,300		125,200	
118,700		118,600	
111,600		111,500	
106,500		106,400	
101,200		101,100	
89,500		90,000	
68,200		68,100	

「83,100」を「83,000」に改め、同表中

1	98,100	を	1	98,000	に、
63	108,100		63	108,000	
14	106,300		14	106,200	
18	106,200		18	106,100	
101	98,400		101	98,300	
20	95,800		20	95,700	
18	95,700		18	95,600	
42	81,300		42	81,200	
4	79,100		4	79,000	
11	79,000		11	78,900	
1	98,600		1	98,500	
110	71,200		35	71,200	
			75	71,100	

111,700	を	111,600	に、
105,500		105,400	

84,200	を	84,100	に改め、同表我孫子南住宅の項中
75,300		75,200	
66,700		66,500	
66,500		66,300	
55,900		55,800	
105,100		105,000	
104,900		104,800	
94,200		94,100	
121,200		121,100	
108,600		108,500	
67,700		67,600	

「117,600」を「117,500」に、

115,200	を	115,100	に、
115,000		114,900	

113,200		113,100		
112,700		112,600		
104,600	を	104,500		に、「85,900」を「85,800」に改め、
104,400		104,300		
104,100		104,000		
103,900		103,800		
103,800		103,700		
103,600		103,500		
102,400		102,300		

」

同表遠里小野住宅の項中

65,600		65,500		
65,400		65,300		
65,200	を	65,100		に改め、同表中
65,100		65,000		
56,100		56,000		

」

78,300		78,100		
107,700	を	107,600		に、
97,100		97,000		

」

78,300		78,200		
99,800	を	99,600		に改め、同表喜連住宅の項中
99,600		99,500		
89,500		89,300		

」

「75,400」を「75,300」に改め、同表中

108,200		108,100		
107,700		107,600		
96,600		96,400		
89,100		89,000		
99,200		99,100		
95,400	を	95,300		に改め、同表南津守第3住宅の項中
94,000		93,900		
86,800		86,700		
90,300		90,200		
90,100		90,000		

」

103,000		102,900		
100,700		100,600		
92,900	を	92,800		に改め、同表南津守第4住宅の項中

90,800	90,700	
76,700	76,600	
」	」	
「	「	
94,900	94,800	に改める。
85,000	84,900	を
」	」	

別表第2中東喜連第2駐車場の項の次に次のように加える。

東喜連第2-1	喜連東3丁目
---------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2中東喜連第2駐車場の項の次に1項を加える改正規定は、同月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の大阪市営住宅条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第9条（大阪市営住宅条例の一部を改正する条例（令和元年大阪市条例第28号）による改正前の大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第15条第2項第1号に定める保証人に係る部分に限る。）（改正前の規則第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に市営住宅の入居の承認の通知を受けた者については、なおその効力を有する。
- 3 この規則による改正後の大阪市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第2項第3号の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する市営住宅同居承認申請書を提出する場合について適用し、同日前に改正前の規則第10条第1項に規定する市営住宅同居承認申請書を提出した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第11条（改正後の規則第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に大阪市営住宅条例第18条第1項の規定による承認を受ける者について適用し、施行日前に同項の規定による承認を受けた者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則別表第1再開発住宅の表、特定賃貸住宅の表及び特別賃貸住宅の表の規定は、令和2年4月以後の月分の家賃について適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

大阪市規則第57号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1駐車場の項中

「

此花西部臨港緑地駐車場	大阪市此花区桜島1丁目
中央突堤臨港緑地駐車場	大阪市港区海岸通1丁目

」

を

「

中央突堤臨港緑地駐車場	大阪市港区海岸通1丁目
-------------	-------------

」

に改める。

別表第5上屋の項中

「

高床式・特級	平成2年4月1日以後に整備（直近に行った整備をいう。以下同じ。）をした住之江区の高床式上屋
低床式・特級	平成2年4月1日以後に整備をした住之江区の低床式上屋
高床式・1級	平成2年3月31日以前に整備をした住之江区の高床式上屋、同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の高床式上屋
低床式・1級	平成2年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの及び同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の低床式上屋
低床式・2級	平成2年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋（低床式・1級のものを除く。）及び同日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの
低床式・3級	平成2年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶が係留できるもの
低床式・4級	平成2年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋（低床式・2級及び低床式・3級のものを除く。）

」

を

「

高床式・特級	平成7年4月1日以後に整備（直近に行った整備
--------	------------------------

」

	をいう。以下同じ。)をした住之江区の高床式上屋
低床式・特級	平成7年4月1日以後に整備をした住之江区の低床式上屋
高床式・1級	住之江区の高床式上屋(高床式・特級のものを除く。)及び住之江区以外の高床式上屋
低床式・1級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの及び同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の低床式上屋
低床式・2級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋(低床式・1級のものを除く。)及び同日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの
低床式・3級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶が係留できるもの(低床式・2級のものを除く。)
低床式・4級	昭和40年4月1日から平成7年3月31日までに整備をした住之江区以外の低床式上屋(低床式・2級及び低床式・3級のものを除く。)
低床式・5級	昭和40年3月31日以前に整備をした低床式上屋(低床式・2級及び低床式・3級のものを除く。)

に改める。

別表第6南港R地区荷さばき地の項中

「

大阪市住之江区南港北3丁目(4番を除く。)	2級
大阪市住之江区南港北3丁目4番	3級

」

を

「

大阪市住之江区南港北3丁目	2級
---------------	----

」

に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

中央突堤臨港緑地駐車場

入庫日

入庫時刻

駐車整理券

備考

- 1 寸法は、縦8.5センチメートル、横5.65センチメートルとする。
- 2 地色は白色とし、黒色刷りとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、同年5月1日から施行する。



大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を公布する。

令和2年3月31日

大阪市教育委員会
教育長 山本晋次

大阪市教育委員会規則第2号

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校をいう。
- (2) 複式学級 2の学年の児童で編成する学級をいう。
- (3) 単学級 1の学年における学級数が1であることをいう。
- (4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校（条例第16条第4項に規定する適正配置対象校をいう。以下同じ。）との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域（大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）第2条第3号に規定する通学区域をいう。以下同じ。）の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

(適正配置対象校の区分)

第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する学校
- (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- (3) 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- (4) 前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- (5) 7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- (6) 7学級以上11学級以下であり、今後とも7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

(学校再編整備計画)

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりと

する。

- (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。
- 3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。
- 4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。
- 6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画ごとに学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該適正配置対象校及び当該適正配置関係校（以下「当該学校等」という。）の校長の意見を聴いて、当該学校等の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童の保護者
 - (2) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の所在する地域の住民
 - (3) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の学校協議会の構成員
 - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の定数は、原則として、当該学校等のうち1の学校ごとに5名以内とし、会議ごとに定める。
- 4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。
- 5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。
 - (1) 学校再編整備計画に関すること
 - (2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること
- 7 会議は原則として公開するものとする。
- 8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童について、当該児童の保護者又は当該児童が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

(実施の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大阪 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 本 晋 次

大阪市教育委員会規則第3号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則

大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第8条の7及び第8条の11」を「第8条の8及び第8条の12」に改める。

第7条の2第3項中「第8条の13及び第8条の14」を「第8条の14及び第

8条の15」に改める。

第8条の3第3項中「第37条第15項」を「第37条第16項」に改める。

第8条の14中「第8条の10第1項」を「第8条の11第1項」に、「第8条の11第2項」を「第8条の12第2項」に改め、同条を第8条の15とし、第8条の13を第8条の14とし、第8条の12を第8条の13とする。

第8条の11第1項中「第8条の7」を「第8条の8」に改め、同条を第8条の12とする。

第8条の10中第5項を削り、同条を第8条の11とする。

第8条の9中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項及び第11項を削り、同条を第8条の10とし、第8条の8を第8条の9とする。

第8条の7中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を削り、同条を第8条の8とし、第8条の6の次に次の1条を加える。

(事務主幹、事務長及び事務主任)

第8条の7 小学校及び中学校に事務主幹及び事務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 高等学校に事務長を置く。

3 事務主幹、事務長及び事務主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

4 事務主幹は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務主任及び事務職員に対し、指導及び助言を行う。

5 事務主任は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務職員に対し、指導及び助言を行う。

6 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第24条を第25条とする。

第23条中「第8条の12」を「第8条の13」に改め、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(共同学校事務室)

第23条 別に定める小学校及び中学校に共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。

2 別に定める地域に総括室長を置き、共同学校事務室に室長、副室長及び室員を置く。

3 総括室長は、第2項に定める地域の小学校及び中学校の事務職員をもって充て、室長、副室長及び室員は、別に定める小学校及び中学校の事務職員をもって充てる。

4 総括室長は、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、室長、副室長及び室員を監督する。

5 室長及び副室長は、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関し

て、室員を監督する。

6 総括室長は、事務主幹のうちから、室長及び副室長は、事務主任のうちから、室員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

7 前各項に定めるもののほか、共同学校事務室に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大阪市教育委員会
教育長 山本晋次

大阪市教育委員会規則第4号

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和38年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条総務部の項中「学校給食課」を削り、同条学校経営管理センターの項中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に改める。

第2条第6項中「ICT企画調整担当部長」を「ICT推進担当部長、教育ICT担当部長」に、「、教育事業推進担当部長」を「、教育事業推進担当部長、第1教育ブロック担当部長、第2教育ブロック担当部長、第3教育ブロック担当部長、第4教育ブロック担当部長」に、「、インクルーシブ教育推進室長及び教育ICT担当部長」を「及びインクルーシブ教育推進室長」に改める。

第3条第5項中「第4号」を「第5号」に改める。

第4条中第10項を第11項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、区担当教育次長は、教育長が定めるブロックの区域内における教育委員会事務局の所掌事務のうち、共通して実施する必要がある事務を所管する。ただし、前項各号に掲げる事務を除く。

第6条総務部総務課の項中第5号を次のように改める。

(5) ICT活用に係る調査、企画、連絡調整及び推進に関すること

第6条総務部の項中学校給食課の項を削り、同条指導部の項中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 学校給食に関すること

第6条学校経営管理センターの項中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に改める。

別表（第2条関係）総務部の項中

「

ICT企画調整担当課長	1
-------------	---

」

を

「

ICT推進担当課長	1
教育ICT担当課長	2

」

に、

「

北区教育担当課長	1
----------	---

」

を

「

北区教育担当課長	2
----------	---

」

に、

「

此花区教育担当課長	1
-----------	---

」

を

「

此花区教育担当課長	2
-----------	---

」

に、

「

天王寺区教育担当課長	1
------------	---

」

を

「

天王寺区教育担当課長	2
------------	---

」

に、

「

淀川区教育担当課長	1
-----------	---

」

を

「

淀川区教育担当課長	2
-----------	---

」

に、
「

東成区教育担当課長	1
-----------	---

」

を
「

東成区教育担当課長	2
-----------	---

」

に、
「

阿倍野区教育担当課長	1
------------	---

」

を
「

阿倍野区教育担当課長	2
------------	---

」

に、
「

東住吉区教育担当課長	1
------------	---

」

を
「

東住吉区教育担当課長	2
------------	---

」

に、
「

文化財保護課長	1
学校給食課長	1

」

を
「

文化財保護課長	1
---------	---

」

に改め、同表教務部の項中

「

教職員制度担当課長	1
-----------	---

」

を

「

教職員制度改革担当課長	1
-------------	---

」

に改め、同表指導部の項中、

「

初等教育担当課長	1
中学校教育担当課長	1

」

を

「

学力向上支援担当課長	1
保健体育担当課長	1
初等・中学校教育担当課長	1

」

に改め、同表学校経営管理センターの項中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に、

「

教育ICT担当課長	3
-----------	---

」

を

「

教育ICT担当課長	1
-----------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大 阪 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 本 晋 次

大阪市教育委員会規則第5号

大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会文書規則（平成13年大阪市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（次号に規定する会計事務に係る公文書を除く。）」を削り、「事務を」を「事務（次号に規定する財務会計文書管理事務及び第5号に規定する総務事務文書管理事務を除く。）を」に改め、同条第4号中「会計事務」を「財務会計文書管理事務（会計事務）」に、「、総務局長が会計室長と協議して」を「会計室長が」に、「事務を」を「事務（会計室長が定めるものに限る。）をいう。）を」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 総務事務システム 総務事務文書管理事務（人事又は給与についての申請、届出等に係る公文書のうち人事室長が定めるものの作成に関する事務（人事室長が定めるものに限る。）をいう。）を電子情報処理組織により処理する情報処理システムで人事室長が所管するものをいう。

第3条第2項中「（会計事務に係る文書のうち、総務局長が会計室長と協議して定めるものにあつては、財務会計システム）」を「、財務会計システム又は総務事務システム（以下「文書管理システム等」という。）」に改め、同条第5項中「第7条第7項」を「第7条第6項」に改める。

第4条第5号中「文書管理システム及び財務会計システム（以下「文書管理システム等」という。）」を「文書管理システム等」に改める。

第17条第1号中「文書管理システム（会計事務に係る決裁文書（第28条の規定により公印を押印する公文書に係る決裁文書を除く。次号及び第19条において「会計事務に係る決裁文書」という。）にあつては、財務会計システム）」を「文書管理システム等（供覧文書にあつては、文書管理システム）」に改め、同条第2号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に、「又は供覧文書」を「を作成すること又は文書管理システムを利用して供覧文書」に改め、「（会計事務に係る決裁文書にあつては、財務会計システムを利用して決裁文書を作成することが適当でないとき）」を削る。

第19条第1項のただし書中「文書管理システム」を「文書管理システム若しくは財務会計システム」に、「電子供覧機能」を「文書管理システムの電子供覧機能」に改め、「（会計事務に係る決裁文書にあつては、財務会計システムの電子決裁機能を利用して合議を行う場合）」を削る。

第26条第3項第1号及び第2号中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に改め、同項第3号中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に、「教委学経」を「教委学運」に改め、同項第4号中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に、「大市教委学経」を「大市教委学運」に改め、同条第5項中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に改め、同条第6項中「学校経営管理センター」を「学校運営支援センター」に改め、同項の表中「教委学経区」を「教委学運区」に、「教委学

経校」を「教委学運校」に改める。

第32条第1項第4号中「、文書管理システム等」を「、文書管理システム（財務会計システムに保管する公文書の編集にあつては、財務会計システム）」に改め、同条第3項中「第32条」を「第30条」に改める。

第33条中「（財務会計システムに保管する公文書を編集した簿冊にあつては、財務会計システム。次条第2項、第43条第1項及び第44条において同じ。）」を「又は財務会計システム」に改める。

第34条第1項中「文書管理システム等」を「文書管理システム又は財務会計システム」に改め、同条第2項中「文書管理システム」を「文書管理システム又は財務会計システム」に改める。

第35条第1項中「文書管理システム等」を「文書管理システム又は財務会計システム」に改める。

第43条第1項及び第44条中「文書管理システム」を「文書管理システム又は財務会計システム」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市教育委員会文書規則の規定（第26条第3項、第5項及び第6項の規定を除く。）は、令和2年1月6日以後に作成し、又は取得する文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。



大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大阪 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 本 晋 次

大阪市教育委員会規則第6号

大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会公印規則（昭和36年大阪市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

教育委員会印	1の3	同	方 21	学校経営管理センター用	学校経営管理センター事務管理担当課長
--------	-----	---	------	-------------	--------------------

」

を

「

教育委	1の3	同	方 21	学校運営支援	学校運営支援センター
-----	-----	---	------	--------	------------

員会印				センター用	事務管理担当課長
-----	--	--	--	-------	----------

に、

「

教育委員 会教育長 印	3の3	同	方 21	学校経営管理セ ンター用	学校経営管理セン ター事務管理担当 課長
-------------------	-----	---	------	-----------------	----------------------------

を

「

教育委員 会教育長 印	3の3	同	方 21	学校運営支援セ ンター用	学校運営支援セン ター事務管理担当 課長
-------------------	-----	---	------	-----------------	----------------------------

に改める。

別表第2のひな型中

「

1の3

大 阪 市 教 育 委 員 会 印
学 校 経 営 管 理 セ ン タ ー 専 用

を

「

1の3

大 阪 市 教 育 委 員 会 印
学 校 運 営 支 援 セ ン タ ー 専 用

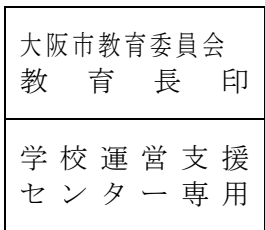
に、

「

3の3

大 阪 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印
学 校 経 営 管 理 セ ン タ ー 専 用

を
「 3 の 3



」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

大阪市告示第490号

大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年大阪市規則第181号）第3条の規定により、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86条）を適用し、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、適用日及び対象手続を告示する。

令和2年3月31日

大阪市長 松 井 一 郎

根拠となる法令 又は条例等の名称	条 項	適 用 日	対 象 手 続
特定非営利活動促進 法（平成10年法律第 7号）	第30条	令和2年4月1日	事業報告書等の 閲覧
	第56条	令和2年4月1日	役員報酬規程等 の閲覧

（市民局総務部NPO法人担当）



大阪市監査委員告示第8号

監査委員の事務局に関する規程（昭和39年大阪市監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大阪市代表監査委員
松井 淑子

第6条監査部監査課の項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「出資団体」を「出資団体及び財政的援助団体」に、「特命による監査」を「公の施設の指定管理者監査」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号の次に次の1号を加える。

(2) 内部統制評価報告書の審査に関すること

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

(行政委員会事務局総務課)

達

大阪市人事委員会達第1号

行政委員会事務局長等専決規程（昭和51年大阪市人事委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

第2条第1項第14号中「第7号」を「第8号」に改め、同項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

(行政委員会事務局総務課)